

【紀尾井町キャンパス】 大学等採用候補者（予約奨学生） 対象 説明会日程

対象者：令和7年度大学等奨学生採用候補者に決定している新入生
 （令和6年度に高等学校等で予約採用に申込み、採用候補者として採用候補者決定通知が発行されている方）

日にち	時間	場所
4月2日(水)	オリエンテーション内で実施します。 14:15 ~ 15:15	3304教室

【持ち物】

- ① 令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知（進学先提出用）
- ② 黒ボールペン
- ③ 【該当者のみ※1】
入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書
国の教育ローンを融資できない旨が記載された日本政策金融公庫通知文のコピー

※1 採用候補者決定通知【提出用】に記載の**交付書類コードがBまたはE**で入学時特別増額貸与奨学金を希望する方
 （予約採用申込時に希望していても辞退する場合は提出不要です）

**注）提出書類を忘れた場合、進学届の手続きに必要な書類のお渡しができません。
 4月3日(木)までに紀尾井町奨学金担当宛にご提出いただく必要がありますので、忘れずに持参してください。**

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

令和6年10月15日

登録番号	99999901-100-00999		交付書類コード = F
学年等	3年	10組	
出席番号	A000001		※ コードにより交付される書類が異なります。 封筒の裏面にご確認ください。
氏名	学校用 見本 (カワサキ ミホ)	様	
	* 99999901	# 59999999	

独立行政法人日本学生支援機構

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学金		貸与奨学金		入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する	希望する	希望する	希望する

2. 選考結果

選考結果	給付奨学金 (有利子)		貸与奨学金		
	候補者決定	支援区分：第1区分	ア〜ウのうち、「併給審査」と記載のものを1つだけ選択できます ア：併用貸与、イ：第一種奨学金、ウ：第二種奨学金	候補者決定	候補者決定
国籍・在留資格等	○	○	○	○	○
家計に関する基準	○	○	○	○	○
学業成績・学籍意欲に関する基準	○	○	○	○	○
高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	○	○	○
マイナンバー関係書類の提出	○	○	○	○	○
その他必要書類の提出	○	○	○	○	○

※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。
 ※2 「○」は希望可・奨励等に該当、「×」は希望不可（必要書類の不備等による提出等の理由による判定不可を含む）、「-」は申込時に希望していないため未判定であることを表します。
 ※3 「その他必要書類の提出」「その他必要書類」とは、「奨学金申請書」と、「奨学金申請書」を提出できない場合の「課税（所得）証明書」等収入等に関する証明書類又は国庫・自治体等に提出する証明書類（該当者のみ）等です。
 ※4 給付奨学金の選考結果は【多子世帯】の者が決まる場合、第Ⅱ・第Ⅲ区分の給付奨学生採用候補者又は給付奨学金不採用者のいずれにおいても、令和7年度の入学（入学前）までの選考を受けられる可能性があります。詳細は「給付奨学生採用候補者のしおり」22ページ、又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」31ページをご参照ください。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

利用条件	給付奨学金 (有利子)	第一種奨学金 (無利息)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)
	社会的養護を必要とする人	支援区分：第1区分	併用貸与の利用可	
申込時	貸与額	最高月額利用：可 猶予年限特例：対象	月額120,000円	一時金500,000円
返済内容	返済方式	所得連動返済方式	定額返済方式	定額返済方式
保証内容	保証制度	機関保証	人的保証	人的保証
利率	利率の算定方法	利率見直し方式		利率見直し方式

※1 給付奨学金は、「国・地方公共団体等」一定の基準を満すことで「指定を受けた学校（指定大学）」に「進学」しなければなりません。さらに、利用条件に「（私立）大学」と記載のある人は、指定大学等のうち私立かつ開学直前の区分として「国・地方公共団体から指定を受けた学校等に進学しなれば採用されません。給付奨学金の月額は「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者（国・公）及び進学形態（自宅通学、自宅外通学）により異なります。なお、支援区分は、家計の状況により令和度10月に見直しされます。
 ※2 給付奨学金の支給区分は「●」欄にある人で生活保護受給者などから進学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から進学する場合の給付奨学金の月額は、月額給（給付奨学生採用候補者のしおり、※欄）に記載の（ ）内の金額となります。